

平成29年6月13日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコン用バッテリーパック(「ノートパソコン」として公表)に関する事故(リコール対象製品)について

(詳細は次頁以降参照。)

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
(うちガスこんろ(都市ガス用) 1件) | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
(うちノートパソコン2件、
映像録画装置(ドライブレコーダー) 2件) | 4件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
(うち電気温水器(リモコン) 1件、
手すり(浴室用) 1件、延長コード1件) | 3件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社東芝（現 東芝クライアントソリューション株式会社）が輸入したノートパソコン用バッテリーパック（「ノートパソコン」として公表）について（管理番号：A201700129）

①事故事象について

株式会社東芝（現 東芝クライアントソリューション株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したノートパソコン及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負いました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償製品交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、ノートパソコンのバッテリーパックの製造上の不具合により、バッテリーパック内のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）1月28日にウェブサイトにて情報を掲載し、翌29日に新聞社告を行い、対象製品について無償製品交換を実施しています。

③対象製品：製品名、製造期間、対象個数

製品名：ノートパソコン用バッテリーパック

株式会社東芝が販売したノートパソコンの一部の機種に同梱したバッテリーパック及びオプション・サービス用に販売したバッテリーパックのうち、2011年6月から2014年6月までに製造されたもの。

製造期間：2011年6月～2014年6月

対象個数：95,811個

2016年（平成28年）1月28日からリコール（無償製品交換）を実施

回収率：46.6%（2017年5月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201700129）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中でリコール同事象と考えられるもの及びリコール開始の契機となった事故を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2017年度	2	火災	2013年度	0	—
2016年度	0	—	2012年度	0	—
2015年度	2	火災	2011年度	0	—
2014年度	0	—	2010年度	—	—

<対象製品の的外観及び確認方法>

対象のバッテリーパックを搭載したノートパソコンの的外観



お持ちのノートパソコンのバッテリーパックが対象製品かどうか、以下の(ア)及び(イ)を御確認の上、事業者のウェブサイトにて御確認いただくか、事業者の問合せ先に御連絡ください。

(ア)パソコン本体の「製品型番」及び「製造番号」

(イ)バッテリーパックの「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」

(ア)パソコン本体の「製品型番」及び「製造番号」の確認方法

・パソコン本体の裏面に貼付されているシールから「製品型番」及び「製造番号」を御確認ください。



(イ)バッテリーパックの「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」の確認方法

- ・パソコンの電源を切り、バッテリーパックを外してください。
- ・以下のラベル位置を参考に、「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」を御確認ください。
- ・「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」は、1枚のラベルに記載されている場合と、2枚のラベルに分けて記載されている場合があります。

(ラベル位置)



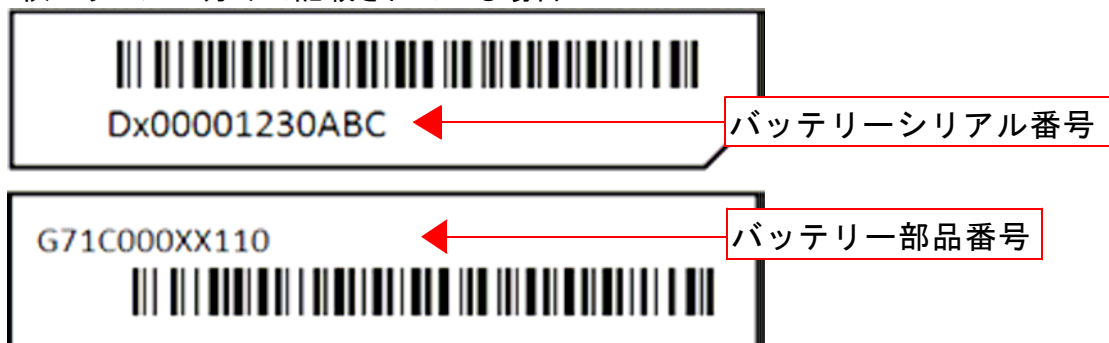
バッテリーパックに貼付されているラベルから、「G71C」で始まる「バッテリー部品番号」及び、1桁又は2桁のアルファベットで始まり、最後の3桁がアルファベットの「バッテリーシリアル番号」を御確認ください。

ラベル例:

- 1枚のラベルに記載されている場合



- 2枚のラベルに分けて記載されている場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償製品交換を受けていない方は、直ちにバッテリーパックをノートパソコンから取り外し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

東芝クライアントソリューション株式会社 dynabook バッテリーパック交換窓口

電話番号：0120-444-842

※フリーダイヤル（携帯電話・PHSからも利用できます。）

受付時間：9時～19時（土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。）

ウェブサイト：<http://dynabook.com/pcs/info/20160128.html>

※上記ウェブサイトからも製品交換の申込みが可能です。

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課 (製品事故情報担当)

担 当 : 柳川、平野、清重

電 話 : 03-3507-9204 (直通)

F A X : 03-3507-9290

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当 : 下出、高橋

電 話 : 03-3501-1707 (直通)

F A X : 03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201700128	平成29年5月26日	平成29年6月8日	ガスこんろ(都市ガス用)	LW2245TS	株式会社ハーマン	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201700127	平成29年5月29日	平成29年6月8日	ノートパソコン	FMVWWA25B	富士通クライアントコンピューティング株式会社	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	東京都	
A201700129	平成29年6月2日	平成29年6月8日	ノートパソコン	dynabook R731/36DKD	株式会社東芝(現 東芝クライアントソリューション株式会社) (輸入事業者)	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。現在、原因を調査中。	東京都	平成28年1月28日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:46.6%
A201700131	平成29年5月28日	平成29年6月8日	映像録画装置(ドライブレコーダー)	DRY-FH200	株式会社ユピテル (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	平成29年6月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201700132	平成29年5月4日	平成29年6月8日	映像録画装置(ドライブレコーダー)	DRY-FH200	株式会社ユピテル (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年6月7日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700130	平成29年5月24日	平成29年6月8日	電気温水器(リモコン)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A201700133	平成28年8月31日	平成29年6月8日	手すり(浴室用)	重傷1名	浴室内で当該製品をつかみながら介護者が被介護者の介助を行っていたところ、当該製品が外れ、被介護者が臀部を負傷した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年5月30日
A201700134	平成29年5月30日	平成29年6月9日	延長コード	火災	店舗で当該製品に他の電気製品を接続していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

ノートパソコン（管理番号：A201700127）



映像録画装置（ドライブレコーダー）
（管理番号：A201700131、A201700132）

